

手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。
療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいがあり、長期にわたり日常生活または社会生活上で制限を受けている方が、各種の福祉サービスの提供を受けるときに必要な手帳です。

1. 身体障害者手帳（身体障がい児・者）

障がい福祉課 給付係 TEL : 939-1212 内線 : 3165・3154・3158

対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能）、心臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある方。

内容

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要で、障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

手帳交付の手続

必要なもの

- ① 指定医師による診断書（3か月以内）
- ② 顔写真1枚（縦4cm×横3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可）
- ③ マイナンバーカード（※P49参照）
- ④ 今お持ちの身体障害者手帳（再交付申請のとき）
- ⑤ 代理申請の場合、代理の方の本人確認できるもの

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真や等級変更、障害名追加、再認定等
- 住所（施設住所）、氏名、保護者情報等変更
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

※指定医師は病院へお問い合わせください。

2. 療育手帳（知的障がい児・者）

障がい福祉課 給付係

TEL : 939-1212 内線 : 3157・3158

対象

児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所で知的障がいと判断された方。

内容

児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所が知的障がいの判定を行うことにより、様々なサービスを受けやすくなることを目的としたものです。

手帳交付の手続

必要なもの

- ① 顔写真1枚（縦4cm×横3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可）
- ② 母子手帳（持っている方）
- ③ マイナンバーカード（※P49 参照）
- ④ 代理申請の場合、代理の方の本人確認できるもの

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続に必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真変更等
- 住所（施設住所）、氏名、保護者情報等変更
- 等級非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

再判定

療育手帳は定期的に判定を受ける必要がある方がいます。手帳に記載されている次の判定年月をご確認ください。

18歳未満：再判定月2～3か月前から申込み可

18歳以上：再判定月6か月前から申込み可

18歳以上の申込みは電子申請も可能となっております（沖縄県公式ホームページから、「沖縄県 療育手帳」で検索）

判定機関・再判定機関

18歳未満：コザ児童相談所 住所 沖縄知花 6-34-6
TEL : 937-0859

18歳以上：沖縄県知的障害者更生相談所
住所 那覇市首里石嶺町 4-385-1 TEL : 886-2115
※中部保健所にて巡回相談あり

3. 精神障害者保健福祉手帳（精神障がい児・者）

障がい福祉課 給付係

TEL : 939-1212 内線 : 3152・3157・3154

対象

精神障がいのために日常生活または社会生活上に制限があり、手帳の交付を希望する方。ただし、精神障がいと診断された日から6か月以上経過しており、かつその症状等が持続しているか、または精神障がいを受給事由とする年金を受給していることが必要です。

内容

一定の精神障がいの状態にある方がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

手帳交付の手続

申請に必要な書類を持参して障がい福祉課に申請し、申請後、沖縄県の審査を経て、約2～3月後に手帳が交付されます。
→年金証書による申請（精神障がいを受給事由とする年金を受給している方）

必要なもの

- ① 「障害年金証書」または「特別障害者給付資格者証」の写し
 - ② 年金振込通知書（はがき）または年金額確定通知書
 - ③ 顔写真1枚（縦4cm×横3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可）
 - ④ マイナンバーカード（※P49 参照）
 - ⑤ 同意書（社会保険事務所へ照会のため必要です）
→診断書による申請（初診日より6か月以上経過後可能）
- 必要なもの
- ① 診断書（様式は障がい福祉課と医療機関にあります。有効期間は発行から3か月です）
 - ② 顔写真1枚（縦4cm×横3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可）
 - ③ マイナンバーカード（※P49 参照）
 - ④ 代理申請の場合、代理の方の本人確認できるもの

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続に必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- 紛失、破損、写真変更等
- 住所（施設住所）、氏名変更等

4. 身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号

P20～P21を参照してください。

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声・言語機能又は そしゃく機能の 障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				① 両上肢の機能を全廃したもの ② 両上肢を手関節以上で欠くもの	① 両下肢の機能を全廃したもの ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	① 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			① 両上肢の機能の著しい障害 ② 両上肢のすべての指を欠くもの ③ 一上肢を上肢の2分の1以上で欠くもの ④ 一上肢の機能を全廃したもの	① 両下肢の機能の著しい障害 ② 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	① 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の損失	① 両上肢のおや指とひとさし指を欠くもの ② 両上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃したもの ③ 一上肢の機能の著しい障害 ④ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	① 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの ② 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③ 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	① 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	① 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの） ② 両耳による普通音声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	① 両上肢のおや指を欠くもの ② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④ 一上肢のおや指とひとさし指を欠くもの ⑤ 一上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃したもの ⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	① 両下肢のすべての指を欠くもの ② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③ 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④ 一下肢の機能の著しい障害 ⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥ 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	① 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの ② 両眼の視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		① 両上肢のおや指の機能の著しい障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③ 一上肢のおや指を欠くもの ④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤ 一上肢のおや指とひとさし指の機能の著しい障害 ⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	① 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③ 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			① 一上肢のおや指の機能の著しい障害 ② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ② 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					① 一上肢の機能の軽度の障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤ 一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの ⑥ 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの	① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ② 一下肢の機能の軽度の障害 ③ 一下肢の股関節、肘関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④ 一下肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥ 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	① 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とします。 ② 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ③ 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 ④ 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。						

肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							級別	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害		
	上肢機能	移動機能									
	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級	
	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	2級	
	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	3級	
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級	
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5級	
	不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6級	
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7級	
⑤ 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑥ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 ⑦ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。											備考